

平成 28 年 10 月 18 日

返還情報等ネットワーク連絡網（第 2 号）

平成 28 年 2 月 2 日に沖縄防衛局と構築した「返還情報等ネットワーク連絡網」により、本会あてに駐留軍用地返還後の土地の引渡しに関する情報提供がありましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

- 1 駐留軍用地返還後の土地の引渡しに関する情報
※別添「北部訓練場の過半の返還について」
(沖縄防衛局作成資料)
- 2 参考
※別添「新聞記事」

以上

北部訓練場の過半の返還 (概要)

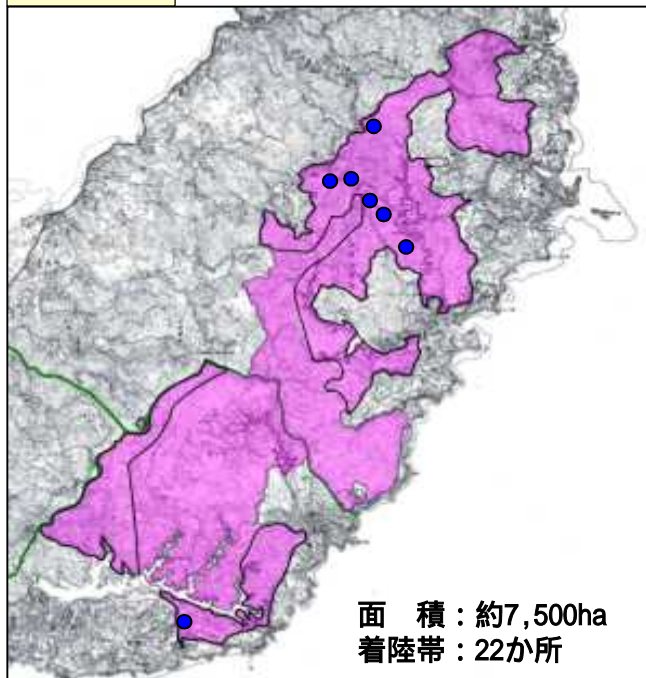
北部訓練場は、面積約7,500haを有する沖縄県最大の米軍施設

平成8年12月のSACO最終報告において、北部訓練場の過半(約4,000ha)の返還に合意

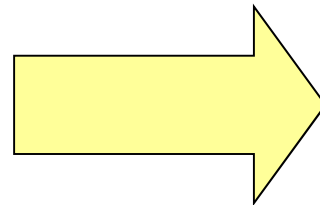
返還条件:返還区域にあるヘリコプター着陸帯(7か所)を残余の部分に移設(6か所)

これにより、沖縄における米軍専用施設・区域の約17.6%を返還(全国の米軍専用施設・区域に占める沖縄の割合は、約74.4%から約70.6%に低下)(平成28年1月1日現在)

返還前



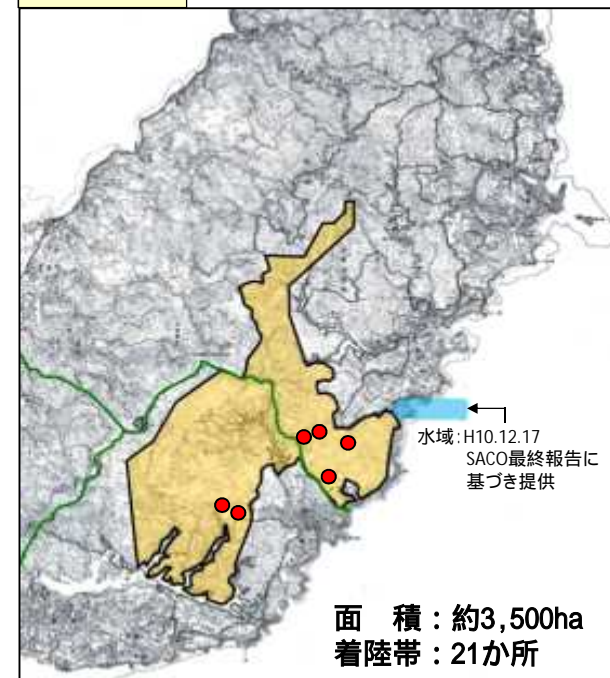
ヘリコプター着陸帯の移設により、
過半(約4,000ha)の返還を実現



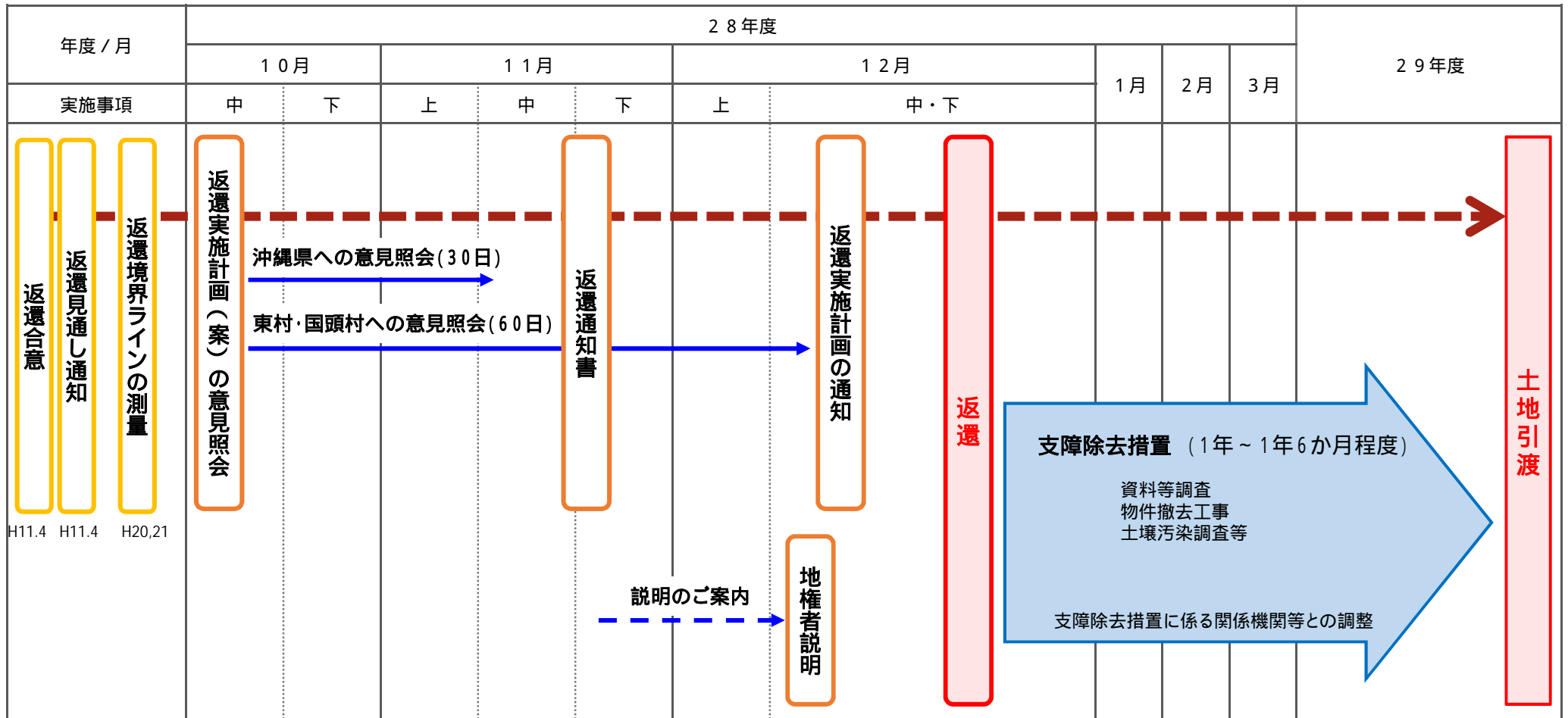
【凡例】

- 移設対象の着陸帯
- 着陸帯の移設先

返還後



北部訓練場の過半の返還に向けたスケジュール



返還計画素案示す

北部訓練場 国、県や 2 村に

米軍北部訓練場の部分返還を巡り、沖縄防衛局は 14 日、返還後の早期引き渡しに向け土壌汚染調査などを盛り込んだ返還実施計画の素案を県と東、国頭 2 村へ提出した。不発弾や汚染物質などの除去期間を通常の 2〜3 年より短い「1 年から 1 年半」としており、地元 2 村が求める「やんばる国立公園」への編入作業を早期に進めることで負担軽減をアピールする狙いがある。

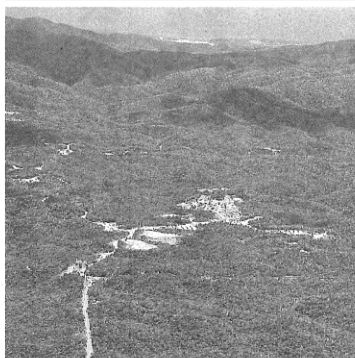
調整なく県受理拒否

県はかねて求めていた事前調整を防衛局が実施していないことから受理を拒否している。書類は 14 日午後、防衛局職員が県庁で職員に提出した。

文書には、土壌汚染調査のほか、不発弾や廃棄物の有無に関する調査方法などが盛り込まれているという。返還実施計画の策定は跡地利用特措法で定められている返還手続きの一端で、計画決定の前に知事と関係市町村長の意見を聴くことを求めている。

跡地法では受理から 30 日以内に知事意見を提出することを定めているが、県は「受理していないので 30 日以内」の期限がいつかは明確ではないとしている。県幹部は「1 年から 1 年半との期限ありきではなく、あくまでも丁寧な支障除去

る残り 4 方所のヘリパッド建設工事も年内に終える見通しを示していた。一方、知事はオスプレイが使用するヘリパッドの建設は「容認できない」としている。



敷地面積の過半を返還する条件としてヘリパッド建設が進む米軍北部訓練場 = 7 月 22 日 (本社チャーターヘリから伊禮健撮影)

1 年半での原状回復疑問

長は 2 年後の世界自然遺産登録を見据え、早期の引き渡しを求めた。防衛局が調査期間を「1 年半」としたのも、これらの意見へ配慮したことがうかがえる。

一方、防衛局は県が求めた事前調整をほごにし、一方的に提出した。県との調整に手間取れば引き渡しのスケジュールに狂いが生じると懸念したためだろう。だが、52 杉の西普天間住宅地区の支障除去でも国は調査から処理工事まで 3 年を計画している。北部訓練場の返還面積は約 4 千畝と広大で、過去には猛毒のダイオキシンを含む枯れ葉剤「オレンジ剤」の試験散布を実施していたことも明らかになっている。果たして 1 年半で原状回復できるか疑問だ。国には、時期ありきの拙速な引き渡しではなく、国立公園、世界自然遺産にふさわしい自然環境の原状回復と丁寧な調査が求められる。

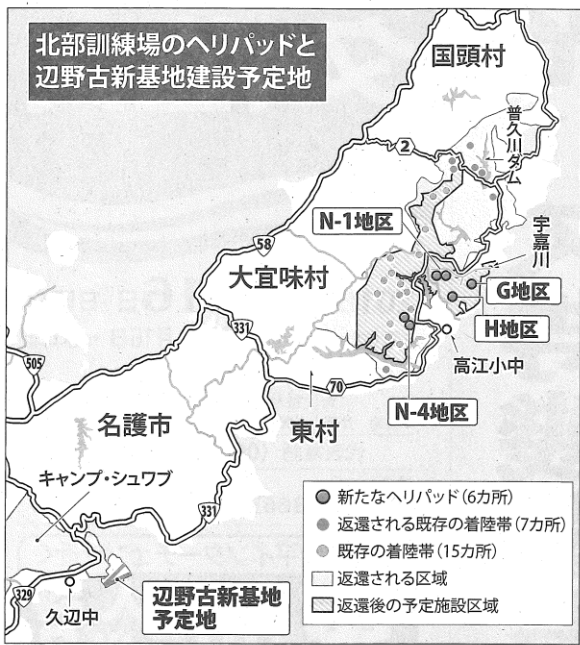
(政経部・大野亨恭)

解説 沖縄防衛局が 14 日に提出した返還実施計画策定に向けた素案で、支障除去期間を通常の半分程度の「1 年から 1 年半」としたのは、国頭、東 2 村の要望に応えることで沖縄の基地負担軽減を最大限アピールし、沖縄側の反発をかわす狙いがある。

(1 面参照)

北部訓練場 陸自の使用検討

進む基地強化 程遠い負担減



日米の思惑一致

政府が年内の完成を目指し工事を進めている東村高江周辺の米軍北部訓練場へのヘリパッド建設事業。政府は6カ所のヘリパッド新設で4千秒の訓練場が日本へ返還されることから「負担軽減」だと強調する。だが米側は、使用不可能な土地を返還する代わりに、より機能的な訓練場が設置される一との認識だ。さらに防衛省は陸上自衛隊の共同使用による訓練も検討しており、北部一帯の基地負担増に強い懸念が出ている。(政経部・大野亨恭)

民主党政権下の2012年に防衛省防衛政策局が作成した文書「日米の動的防衛協力」。この中には、県内の米軍施設13カ所と周辺2水域での自衛隊の共同使用計画が記されている。北部訓練場の使用目的は「対ゲリラ戦訓練」だ。「米軍だけでなく自衛隊も沖縄に集中させる計画ではないか」。4日の県議会一般質問で渡久地修氏(共産)が資料を基に指摘した。謝花喜一郎知事公室長は

「共同使用で県民の負担増加があつてはならない」と懸念を示した。共同使用計画は、日米の利害が一致する。米側には、日本の自衛隊が米軍基地を使用することで、沖縄で訓練をしている米側への理解が進むのでは(在沖米軍幹部との期待感がある)。一方、日本側も、自衛隊が沖縄で訓練できる場所は「あまりにも狭い」(陸自幹部)で、広大な北部訓練場や新たに導入した水陸両用車を使って上陸訓練ができるキャンプ・シュワブなどは魅力的に映る。

事実、14年12月に河野克俊統合幕僚長が米軍幹部と会談した際の報告書とされる文書で、河野氏はキャンプ・ハンセン、シュワブを日米共同で使用する方針を米側に伝え、その理由を「(日米の)相互運用性を向上させるために非常に有益だ」としている。米海兵隊はアジア太平洋地域における戦略や基地運用計画についてまとめた「戦略展望2025」の中で、北部訓練場に関し「使用不可能な訓練場を日本に返還し、新たな訓練場の新設で土地の最大限の活用が可

能になる」と記載。普天間代替施設建設が進行しているキャンプ・シュワブなど北部は目覚ましい変化を遂げると期待を示している。かねて、名護市辺野古の新基地と一体的に北部地域の「軍事拠点化」が指摘されてきた。安慶田光男副知事は「米軍でも自衛隊でも、これ以上県民に基地負担を増大させるわけにはいかない」と訴える。日本政府が喧伝する「負担軽減」とは程遠い基地機能強化が、北部地域で進められようとしている。

返還計画、2 村に提出

北部訓練場 防衛局、県は受理せず

米軍北部訓練場の部分返還計画を巡り、沖縄防衛局は14日、東村と国頭村に返還実施計画案を提出した。日本側への土地の「返還」の後に行う汚染調査、除去などを経た土地の「引き渡し」までの期間について、通常想定される2〜3年程度をおよそ半分に短縮し、1年〜1年半とすると明記した。両村は返還対象地をやるばる国立公園に早期に編入することを求め、世界自然遺産を目指すとしていることから、地元への配慮を示すことで部分返還の前提であるヘリパッド建設工事に対する批判を薄める狙いがあるとみられる。(1面に関連)

引き渡し期間を半減

跡地利用特措法による 引き渡し期間を半減。このため意見書の内容と、2村は返還実施計画案 内容を反映した最終的な返還の提出から60日以内に国に 実施計画の決定・通知は、意見書を提出することがで 12月中旬以降となる見通

し。国は北部訓練場の部分返還を「年内」に実現するとしている。同法は国が県からも意見聴取を行うよう定めている。県の意見書提出期限は村よりも短く、返還実施計

画案の受理から30日以内。沖縄防衛局は14日、職員が県にも返還実施計画案を提出しようとしたが、県側は必要な事前調整を経ていないとして受理しなかった。防衛局は来週以降に再提出する方向。

引き渡し期間の短縮は、日本側による土地利用を早期に実現する一方、汚染調査・除去作業が「日程ありき」で進めば、内容が不十分となる懸念がある。

北部訓練場では過去に航空機事故が起きているほか、退役米軍人が枯れ葉剤を散布したと証言し、米退役軍人省もこれに関係する健康被害を認定した。しかし米国防総省は「記録がない」として否定し、場所は特定されていない。